

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月25日
管理表No.	0209-96 改訂00

項目	コメント内容
安全機能を有する施設 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵施設内で共用しないとしているのは、具体的にどの設備を指しているのか。共用できる可能性のある設備を示し、共用していないとする考え方を説明すること。 ・また、今後、例えば2棟目の貯蔵施設ができること等を考えたときに、電源車や通信連絡設備等すべての設備について、共用しないとして問題ないか。説明すること。

(回答)

- ・共用しない設備の考え方としては、安全機能を有する施設(基本的安全機能を確保する上で必要な施設、その他の安全機能を有する施設)のうち、貯蔵建屋内の設備・機器については共用しないもの、であるが、現時点で貯蔵建屋が1棟のため、共用している設備・機器はない。
- ・なお、人の不法な侵入等防止設備、通信連絡設備等の設備・機器は、2棟目において共用する考え方である。「また、2棟目の貯蔵施設を考えたときに共用しないとして問題ないか」については、その時の使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の中で、共用しても問題ないことを説明することになる。

以上